

所管部課	行政管理部管財課		部長	矢吹 勇一	
件名	普通財産の売払いについて			区分	1 審議事項 <input type="radio"/> 2 報告事項
	関係事項	条例規則	地方自治法第238条の5		
	部課機関				
1. 要 旨					
<p>将来的に公用あるいは公共用として利用の見込みのない下記の普通財産を一般競争入札で売却する。</p> <p>(1) 土地の所在等 東大和市新堀一丁目1523番2 (やまとあけぼの学園跡地) 畑 973.59㎡</p> <p>(2) 最低売却価格 134,432,600円</p> <p>(3) その他 地下工作物が存在するため、隣地所有者が万年塀を取り壊す際に当該地下工作物を撤去することを条件として売却する。</p>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
<p>令和7年4月 1日 用途廃止 令和8年1月 9日 財産価格審議会にて最低売却価格審議 令和8年3月17日 売払い検査実施</p>					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
<p>庁議報告後、下記のとおり売払い手続きを進めたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市報4月号、公式ホームページ及び公告にて市有地の売却についてお知らせする。 ・4月20日から4月22日まで一般競争入札参加受付。 ・4月24日入札 					
5. 審議結果					
了承					